

横浜市資産指令第3001号
令和3年4月1日

許可番号 第05660004313号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

優良

住所 神奈川県横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏名 J&T環境株式会社
代表取締役 露口 哲男 様

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

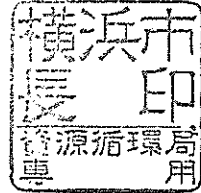
横浜市 市長 林 文子

許可の年月日

令和3年4月1日

許可の有効年月日

令和10年3月31日



1. 事業の範囲

特別管理産業廃棄物の種類

(1) 収集・運搬（積替え及び保管を除く）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃酸（pH2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）、感染性産業廃棄物、廃PCB等、PCB汚染物、PCB処理物、廃水銀等、鉍さい（※）、廃石綿等、ばいじん（※）、燃え殻（※）、廃油（※）、汚泥（※）、廃酸（※）、廃アルカリ（※）以上16種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

(2) 収集・運搬（積替え又は保管を含む）

廃PCB等（低濃度のものに限る）、PCB汚染物（低濃度のものに限る）、PCB処理物（低濃度のものに限る）以上3種類（上記物は、いずれも産業廃棄物であるものを除く）

（※）の廃棄物の種類については、別表の有害物質を含むことのみにより有害な特定有害産業廃棄物に限る。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え又は保管を行う場所の所在地

神奈川県横浜市鶴見区末広町二丁目1番5外 横浜エコクリーン

保管施設の概要

特別管理産業廃棄物の種類：廃PCB等（低濃度のものに限る）、PCB汚染物（低濃度のものに限る）、PCB処理物（低濃度のものに限る）以上3種類

保管面積：74.58㎡ 保管上限：51.74㎡

3. 許可の条件

(1) 積替え又は保管に伴う搬入又は搬出は、自ら行うこと。

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求をすることができます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。

WEBダウンロード版

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年4月1日 新規許可

令和3年4月1日 更新許可

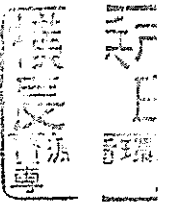
5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

COPY



別表

特定有害産業廃棄物の種類

上欄の廃棄物の種類ごとに左欄の有害物質を含むことにより有害なものに限る。

[○(積替え保管を除く)又は●(積替え保管を含む)：左欄の有害物質を含む -：対象外]

廃棄物の種類 有害物質	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
水銀又はその化合物	-	○	-	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
有機燐化合物	-	○	-	○	○	-	-
六価クロム化合物	○	○	-	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
シアン化合物	-	○	-	○	○	-	-
トリクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
テトラクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
ジクロロメタン	-	○	○	○	○	-	-
四塩化炭素	-	○	○	○	○	-	-
1, 2-ジクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1, 1-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 1, 2-トリクロロエタン	-	○	○	○	○	-	-
1, 3-ジクロロプロペン	-	○	○	○	○	-	-
チウラム	-	○	-	○	○	-	-
シマジン	-	○	-	○	○	-	-
チオベンカルブ	-	○	-	○	○	-	-
ベンゼン	-	○	○	○	○	-	-
セレン又はその化合物	○	○	-	○	○	○	○
1, 4-ジオキサン	-	○	○	○	○	-	-
ダイオキシン類	○	○	-	○	○	-	○

